

小児弱視等の治療用眼鏡等の作製・更新について（保護者の方へ）

現在、医師の作製指示書をもとに弱視や斜視の治療用眼鏡を購入する場合、9歳未満の小児では、加入している公的医療保険*の窓口に必要な書類を提出して療養費支給を申請することにより、審査に通れば健康保険の負担割合に基づく支給額が国で定められた範囲内で支給されます。眼鏡の更新については、5歳未満は1年間、5歳以上は2年間の装用期間が必要です。この日付の解釈は公的医療保険*の保険者に任されております。医師の作製指示書の日付と眼鏡の領収書の日付が異なることから、領収書の日付が5歳や9歳の誕生日を過ぎてしまったり、装用期間が足りなかったりして療養費の支給が受けられない事例があります。

治療用眼鏡を作る場合には、加入している医療保険組合に支給の判断もとなるのが医師の作製指示書の日付なのか、眼鏡の領収書の日付なのかをご確認ください。

*公的医療保険とは国民健康保険と被用者保険（健康保険組合、共済組合、健康保険協会、船員保険組合など）のことです。個人で加入する生命保険ではありません。

詳しくは主治医または担当の視能訓練士にご確認ください。

小児弱視等の治療用眼鏡等の作製・更新について（医療機関向け）

現在、医師の作製指示書をもとに弱視や斜視の治療用眼鏡を9歳未満の小児が作る場合、療養費の支給を受けることができます。眼鏡の更新にあたって5歳未満は1年、5歳以上は2年間の装用期間が必要です。この装用期間の解釈に医師の作製指示書の日付を採用するか、眼鏡の領収書の日付を採用するかは保険者に任されています。そのため、領収書の日付が5歳や9歳の誕生日を過ぎてしまったり、装用期間が足りなかったりして不支給になった事例があります。治療用眼鏡の作製指示書をお書きになる場合には、被保険者ご自身で事前に加入している公的医療保険の窓口で起算日を確認するようにお伝えいただくことをお勧めします。

患者さんにお渡しする説明書のひな型をお示ししますので、ご自由にご利用ください。

なお、個々の案件について、日本弱視斜視学会は対応しておりませんのでご了承ください。